

第2回 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会概要

1 日 時 平成25年7月5日（金）午前10時01分～午前11時56分

2 場 所 岡山市職員研修所 3階 第3研修室

3 出席者

委 員 平野会長、真鍋副会長、井上委員、窪田委員、小寺委員、成田委員、
西尾委員、西谷委員、和田委員

岡山市 甲斐環境局長、
岡崎環境局統括審議監、和田下水道局審議監、
則武環境局次長、豊田下水道局保全課長、清家下水道局計画担当課長、
三谷下水道局経営計画課長、後藤下水道局施設管理課長、
森峰環境事業課課長代理、
その他関係部局職員

4 傍聴人 2名

5 会議の概要

① 開 会

委員長から第2回審議会の開会の挨拶があり、続いて傍聴希望者2名について、審議会委員に諮った上で傍聴を承認し、入室させる。

② 第1回審議会での疑問点

第1回審議会にて委員から質問の出ている点について、事務局側から説明がある。

岡山市：第1回審議会にて質問のあった、処理施設の処理残渣の再利用の状況、下水道接続の優遇制度のPR内容、基準となる年間適正収集量の3点について事前に各委員へ送付した資料等を基に説明する。（環境事業課、下水道経営計画課）

【年間適正収集量について】

委 員：年間適正収集量について、倉敷市が平成22年度から23年度にかけて算出した数値とは、いつの時点のものか？

岡山市：倉敷市が出した数値は、年度についての指定はない。倉敷市では2t車の積載量、平均積載割合、平均搬送回数等を基に計算しており、その結果の数値は岡山市と

近いものとなっている。

委員：岡山市は昭和56年度という非常に古い数値を使っている。現状と比して問題はないのか？また、倉敷市と同じ方法で年間適正収集量を算出した場合、岡山市ではどのような数値になるのか？

岡山市：算出に用いる平均搬送回数を出すのは難しいが、倉敷市の使用している平均搬送回数5.5回を用いると、岡山市でもほぼ似たような数値になる。

委員：岡山市の場合での平均搬送回数を出すのは難しいということか？

岡山市：倉敷市方式での適正収集量の算出については次回までに計算し、お示しする。(別の委員から補足説明があり、倉敷市の用いた平均の数値については、一般的な数字として考えている、とのこと。)

委員：昭和56年度の年間収集量という古い数値を今後も使用していくことに問題はないか？

岡山市：あくまでも昭和56年の時点でどのくらいの収集量があったのか、そこから下水道の整備によってどれだけ収集量が落ちてきたかということに基づき補償額を算出しようというもの。(さらに会長から合理化事業についての補足説明がある。)

委員：(倉敷市の算定方法など、いろいろな考え方があるが、データを使って算出するのなら、)数値は直近のものの方がよいのでは？

会長：説明できるということが対外的に大事、それができる目安となるものをつくってほしい。

岡山市：過去5年間、その平均でさかのぼってお示ししたい。

【汚泥の再利用について】

委員：汚泥を肥料として再利用している、ということだが、これは一般に販売しているのか。だとしたら岡山市の汚泥から再利用したものだとわかるような形にしているのか？

岡山市：一般に販売しているが、再利用されたことがわかるように表示しているかどうかは把握していない。次回までに確認する。

【下水道接続に関する補助金制度について】

委員：下水道に接続する際の補助金制度について、市民向けの広報も必要だが、工事を
する業者に知らせることも必要なのでは？

岡山市：（接続工事を行う）指定工事店にも周知している。

委員：平成26年3月までの制度ということなので、より一層のPRをしてほしい。

【1台あたりの収集量について】

委員：1台あたり収集量の考え方についての確認だが、平成24年度の収集量205,098kl
を許可台数28台で割るということでよいのか？

委員：平成24年度生し尿の収集量は52,721klで、これを許可台数28台で割ると1台あ
たり1,800klくらいとなり（適正収集量2,327klに比べると）減っている。2,327kl
という数字は、昭和56年に、当時50台を許可しており、収集区域の区域変更を
おこなった。1台あたり2,327klであればちょうどいい収集体制が組めるという
ことで出てきたものだ。もしこの数字を変えらるとなると、業者との合意の問題も
あり、難しい。

委員：一方で1台あたりの収集量が減ってしまうという事実があると、減車しすぎとい
うことになり。減車しすぎると、市の賄えない収集業務を確保できなくなるおそ
れも出てくる。

会長：岡山市の現状では、市と業者の収集割合は7対93で、ほとんど許可業者が行っ
ている。

委員：2,327klが地域の前提だが、これにいつまでもとらわれずにそれなりの検討を加
えた上で幾らというのは必要だ。

会長：この件については、事務局の方で次回もう一度説明してもらいたい。

③議事（1）として、過去の合理化事業計画について、事務局から説明を行う。

岡山市：岡山市と倉敷市の合理化事業計画について説明する。

【過去の合理化事業について】

副会長：5年前は、利益率を6.2%と10%とでどう見るかが随分出てきたと思う。

会 長：いろいろな考え方がある。皆さんとまた議論したい。

委 員：最終的には金額をどうするかがポイント。増やすのではなく、減らすように頑張ってもらいたい。

会 長：市民の負担をできるだけ減らしていく。だからといって下げればいいというわけでもない。

委 員：利益率にしても、合理的な数値かどうか、市民から見て納得できるかどうかが必要なところだ。今回は、委員に会計の専門家も増えている。

④議事（２）として、他都市の合理化事業例について

岡山市：他都市の合理化事業の状況について説明する。

【他都市での補償額の算出について】

委 員：他都市における金額の算出の具体的な方法はわからないのか？

岡山市：あまりはっきりしていない。文書の他に電話でも問い合わせたが、答えをいただけなかった。

委 員：どういった計算式なのかは非常に重要だ。できればその情報もいただきたい。

会 長：他の自治体から岡山市に問い合わせがあった場合も答えていないのか？

岡山市：できる範囲で回答しているが、やり方もそれぞれ違い、難しい。

会 長：次回までにもう少し詳しい資料をお願いしたい。

岡山市：再度照会し、積算、根拠を問い合わせしてみる。

⑤浄化槽の清掃業について

岡山市：浄化槽汚泥収集にかかる過去の経緯と収集の現状について説明する。

【浄化槽汚泥の収集について】

会 長：合理化事業の中に浄化槽も含めるのかどうか、委員の皆様に検討をお願いしたい。

委員：こういった形で浄化槽を合理化事業に取り入れるのかが知りたい。

会長：他都市の状況についても（浄化槽を含めるか含めないかの）判断基準のようなものはあるのか？

岡山市：法律上、浄化槽も対象になるとなっている。

委員：資料では浄化槽汚泥の量はほとんど変わらない、それなら議論する必要もないのでは。次回までに、そのあたりのことが判断できる資料を用意してもらいたい。

岡山市：業者別に見ると、かなり量が減っているところもある。

⑥議事（3）として、課題と論点について

岡山市：合併地区の合理化事業の協定書等について説明する。

【その他委員からの質問】

委員：減車を進めた結果、将来足りなくなるといことがあっては困る。人口の流動化について把握しておいた方がよい。

岡山市：流動化については、5年間の予測をたてている。減車については一度減車されるともう使えない。状況を見ながら計画的に減車をしていこうと考えている。

委員：資料によると、業者の側は市の合理化事業にずいぶん不満を持っているようだ。このあたりのことをもう少し説明してほしい。

岡山市：次回までに再度詳しい資料を用意する。

委員：浄化槽汚泥の件だが、協同組合の側が動いて区域割りをするというのであれば、ひょっとして、独占禁止法に違反しない可能性があるのでは？そのあたりのことが知りたい。

岡山市：公正取引委員会の例示の中に、し尿や浄化槽の区域割りの話があった。次回までにその資料を準備する。

⑦ 閉会

次回審議会は8月第1週か第2週に開催する予定。会長の挨拶をもって閉会する。